

市会議第17号

医療制度に関する意見書の提出について

医療制度に関する意見書を次のとおり提出する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか36名
〔自民党市議団，公明党市議団，
無所属（議），無所属（議）〕

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣 宛て

京都市会議長 名

医療制度に関する意見書

我が国の国民皆保険制度は，所得の多寡にかかわらず，誰もが平等な医療を受けられる優れた制度である。政府においては，混合診療の解禁や株式会社の医療機関経営への参入等につながるような医療分野における制度改正が検討されている。とりわけ，保険外併用療養費制度について，場合によっては混合診療解禁の可能性があり，それにより収入の多い人ほど高レベルの医療を受けられることになるといったような，国民皆保険制度の形骸化を来すおそれがあり，国民のいのちを守るためにはこの制度を堅持する必要がある。

また，国家戦略特区区内における医学部新設は，地域医療の弱体化を引き起こすことも懸念される。

さらに，医療機関の控除対象外消費税については，社会保険診療が非課税といいながらも，実質的には診療報酬に含まれているという問題を抜本的に改正すべきと考える。

よって国におかれては，全ての国民のいのちを守り，国民が安心して良質な医療を平等に受けられるよう国民皆保険制度を維持することと，医学部新設及び控除対象外消費税の問題について十分な検証を行うことを要望する。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。